

例にて鎗二すぢをもたせ、その外多くの人を召具することなれば、五六千石を領する人家祿のみにてはつかふまつりがたし、これにも官料を賜りたき事なり、すでに大坂駿府の定番にさへ一倍半倍の税を賜はる事なれば、伏見奉行に役料下されしとて、誰か議する者あらむや、この外の有司もみなこれにたぐふべし、中略俵公文案

〔享保集成絲綸錄三十一〕享保八卯年六月

諸役人、役柄に不應、小身之面々、前々より御役料被定置、被下候處、知行之高下有之、故今迄被定置候御役料にては、小身之者御奉公續兼可申候、依之今度御吟味有之、役柄により、其場所不相應に小身にて御役勤候者は、御役勤候内、御足高被仰付、御役料増減有之、別紙之通相極候、此旨可申渡旨被仰出候。

但此度御定之外、取來候御役料ハ、其儘被下置候。略

〔憲教類典二ノ五〕享保十六辛亥年三月

御目見以上、御役勤候内、御足高井、御役料定。略

御役料

五百俵 養仙院様御用人、竹姫君様御用人

二百俵 御鐵炮方、御膳奉行、御廣敷番之頭、諏訪部文九郎、書替奉行御藏奉行

二百俵 延享三寅年、小普請支配組頭

二百俵 御賄頭、向後二百俵以下之者被仰付、節は二百俵高御足高被下、御役料も被下、右之通伺之上、延享二壬丑十二月被仰出、御番料

百俵 御材木石奉行、御番料、御女中様、御番醫師

五拾俵 評定所勤之儒者、御番料、百俵二百石高迄、御番醫師

享保十六辛亥年三月

本多伊豫守

〔享保集成絲綸錄三十一〕享保十九寅年六月